

総合特別区域の進捗に係る事後評価 [観光分野]

平成28年度

京都市地域活性化総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成25年3月]

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.8 + 4.5) / 2 = 4.7$

4.7

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	再来訪意向及び紹介意向	95%	4
2	年間観光消費総額	136%	5
3	年間外国人宿泊客数	187%	5
4	コンベンション開催件数の世界順位	102%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 3 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.8$

4.8

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(2.8 + 3.5 + 4.3) / 3 = 3.6$

3.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

(事項)

特定伝統料理海外普及事業(法務B001)

(概要)

・平成27年6月及び11月からフランス人料理人を菊乃井本店において受け入れた。さらに、平成28年1月からデンマーク人料理人を木乃婦において受け入れ、現在3名の外国人料理人が就労している。

(規制所管府省(法務省)の評価)

・特例措置の効果が認められる

専門家による評価の平均値

2.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.5

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.3

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.3

・今までの努力が実られたものと高く評価したい。特に「地域独自の取り組み」は高く評価されて良い。「観光振興計画」策定とその着実な実施、また宿泊施設不足の問題解決に向けた「方針」策定も好ましく、観光交流都市のリーダーである京都には、常に高い視座での観光戦略で先導を期待する。

・課題となっている公共交通対策や手ぶら観光促進などの受入環境整備を丁寧に行うことが重要である。

・「特定伝統料理海外普及事業」について、在留期間の延長が実ったことは評価するが、直接効果が見えづらく、実績数値としてもやはり寂しい。例えばメディアに取り上げられた回数や他国での日本料理フェアの開催回数など、具体的な数値で表せるものがあれば表示が望ましい。

・以前から繰り返し指摘しているが、評価指標の設定自体に問題がある。せめて、サブ指標を加えるなどして、本事業の直接的な成果を示した上で、設定した指標の数値を解釈してもらいたい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.3

## 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(4.7 + 3.5 + 4.3 \times 2) / 4 = 4.2$

4.2

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。